

介護制度改革関連法案の概要

厚生労働省老健局

介護保険法等の一部を改正する法律案(概要)

介護保険法附則第2条に基づき、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点として、制度全般について見直しを行う。

I 改正の概要

1 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

要介護状態等の軽減、悪化防止に効果的な、軽度者を対象とする新たな予防給付を創設

マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施

(2) 地域支援事業の創設

要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に新たに位置付け

- ・ 軽度者（要支援・要介護1）の大幅な増加

- ・ 軽度者に対するサービスが、状態の改善につながっていない

2 施設給付の見直し

(1) 居住費・食費の見直し

介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費・食費について、保険給付の対象外に。

(2) 低所得者に対する配慮

低所得者の施設利用が困難にならないよう、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設

- ・ 在宅と施設の利用者負担の公平性
- ・ 介護保険と年金給付の重複の是正

3 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設

(例) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における i) 総合的な相談窓口機能、ii) 介護予防マネジメント、iii) 包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」を創設

(3) 居住系サービスの充実

- ・ ケア付き居住施設の充実
- ・ 有料老人ホームの見直し

- ・ 一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加
- ・ 在宅支援の強化
- ・ 高齢者虐待への対応
- ・ 医療と介護との連携

4 サービスの質の確保・向上

(1) 情報開示の標準化

介護サービス事業者に事業所情報の公表を義務付け

(2) 事業者規制の見直し

指定の更新制の導入、欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

ケアマネジャーの資格の更新制の導入、研修の義務化等

- ・ 指定取消事業者の増加など質の確保が課題
- ・ 利用者によるサービスの選択を通じた質の向上
- ・ 実効ある事後規制ルール
- ・ ケアマネジメントの公平・公正の確保

5 負担の在り方・制度運営の見直し

(1) 第1号保険料の見直し

① 設定方法の見直し

低所得者に対する保険料軽減など負担能力をきめ細かく反映した保険料設定に〔政令事項〕

② 徴収方法の見直し

特別徴収（年金からの天引き）の対象を遺族年金、障害年金へ拡大

特別徴収対象者の把握時期の複数回化

(2) 要介護認定の見直し

- ・ 申請代行、委託調査の見直し

(3) 市町村の保険者機能の強化

- ・ 都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化
- ・ 市町村長の事業所への調査権限の強化
- ・ 市町村事務の外部委託等に関する規定の整備

- ・ 低所得者への配慮
- ・ 利用者の利便性の向上
- ・ 市町村の事務負担の軽減
- ・ より主体性を発揮した保険運営

6 被保険者・受給者の範囲（附則検討規定）

政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

7 その他

(1) 「痴呆」の名称を「認知症」へ変更

(2) 養護老人ホーム、在宅介護支援センターに係る規定の見直し

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

介護保険適用施設等への公的助成の見直し、給付水準等の見直し

Ⅱ 施行期日 平成18年4月1日

〔6(1)の「痴呆」の名称の見直しについては公布日施行、2の「施設給付の見直し」については平成17年10月施行、5(1)②の特別徴収対象者の把握時期の複数回化については平成18年10月施行〕

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(概要)

- 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した者については、施行後5年間に限り、利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう負担軽減措置を講じている。
- 今般の改正は、この経過措置について、対象者の状況等を踏まえ、実施期間をさらに5年間延長するもの。

I 現行の経過措置

- 対象者
介護保険法の施行日(平成12年4月1日)前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減措置の内容
利用料と食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう利用料、食費の負担を軽減
〔 利用料:0%、3%、5%、10%
食 費:0~300円、300円、500円、780円/日 〕
- 実施期間
法施行後5年間(平成17年3月31日まで)

II 現在の状況及び改正の内容

現在の状況

経過措置終了で負担増となる者が依然として約6万8000人(特別養護老人ホーム入所者の約2割)見込まれる。
介護保険法施行前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所したこれらの者の多くは所得が低く、経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難となることも考えられる。

改正の内容

現行の負担軽減措置の実施期間をさらに5年間延長する。

III 施行期日

平成17年4月1日

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的 施設の整備の促進に関する法律(WAC法)の一部改正 ―地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)の創設―

※本改正は、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康
保険法等の一部を改正する法律案」の中で一括改正

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地方公共団
体が地域の実情に合わせて予防から介護に至るまでのサービス基
盤を面的に整備することを支援するとともに、施設環境の改善を図る
ための交付金制度を創設する。

I 改正の内容

市町村に対する交付金

- 市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠
点等の整備として市町村が定める「市町村整備計画」が、国が定める基本方
針に照らし適当なときは、国は、市町村に対して交付金を交付。

〔対象事業〕⇒省令事項

- ・ 地域密着型のサービス拠点
小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホーム、
小規模特別養護老人ホーム等
- ・ 介護予防拠点
- ・ 地域包括支援センター など

都道府県に対する交付金

- 特別養護老人ホーム等の整備や、既存施設の改修などを内容として都道府
県が定める「施設生活環境改善計画」が、国が定める基本方針に照らし適
当なときは、国は、都道府県に対して交付金を交付。

〔対象事業〕⇒省令事項

- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入所者生
活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム など

II 施行期日

平成17年4月1日